

# お店

に

# 看板を設置

# する際は **ご注意**を

お店の外壁等に設置する看板は「屋外広告物」として 新潟市屋外広告物条例 の適用を受けます。この条例は、適切な設置・管理により 看板落下による市民への被害などを防止 し、 良好な景観 を形成することを目的としています。



## 設置には許可が必要です

区役所建設課への許可申請を怠った場合や基準を満たしていない場合は、**罰金**や**看板の撤去**を命じられる場合があります。



**罰金**  
30万円

高さ・面積  
基準NG



**撤去**  
**命令**



## 設置は新潟市登録業者に頼みましょう

新潟市ホームページから登録業者を確認できます。



＼新潟市登録業者／



容易に移動させることができる立看板等や、看板の合計面積が10㎡以内の小規模なもの等は許可が不要になる場合があります。



条例の内容をより詳しく確認したい方は、パンフレット等をご覧ください。



お問い合わせ

新潟市 都市計画課 開発審査・景観担当

TEL : 025-226-2825 MAIL : tokei@city.niigata.lg.jp